

## ○吉川市地域公共交通協議会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、吉川市地域公共交通協議会条例（令和5年条例第3号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、吉川市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の特例）

第2条 会長は、条例第6条第1項の規定に関わらず、会長が軽微な事項と認める場合又は緊急の決議を要し、かつ、会議を開催する暇のない場合には、書面による賛否を求め、会議の決議に代えることができる。

2 前項の規定による決議は、条例第6条第3項の規定に準ずる。

（会議の公開）

第3条 協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、会長が出席委員の意見を聴き、会議の一部又は全部を非公開にすることができる。

（会議録）

第4条 会議録の作成は、吉川市市民参画条例施行規則に定めるところによる。ただし、会議録の審議内容には、率直な意見の交換や意思決定の中立性を確保するため、発言者名を記載しないものとする。

（庶務）

第5条 協議会の庶務は、政策室において処理する。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和5年 月 日から施行する。